

○厚生労働省令第百十四号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年四月二十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の九中(138)を(140)とし、(137)を(139)とし、(136)を(138)とし、(135)を(136)とし、その次に次のように加える。

(137) ニーメトキシエチルⅡ（R S）―ニ―（四―ト―ブチルフエニル）―ニ―シアノー三―オキソー三

―（ニ―トリフルオロメチルフエニル）プロパノアート（別名シフルメトフエン）及びこれ含有す

る製剤

別表第一劇物の項第十一号の九中(134)を(135)とし、(26)から(133)までを(27)から(134)までとし、(25)の次に次のように加

える。

(26)

ー (三ークロロー四・五・六・七ーテトラヒドロピラゾロ「一・五ーa」ピリジンーニール)

ー五ー「メチル(プロプーニールーニール)アミノ」ーHーピラゾールー四ーカルボニトリル

(別名ピラクロニル)及びこれを含む製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。